

第438回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年8月1日(火) 13時30分～15時46分

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1

3 出席者

公益委員	安 徳 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さざり

労働者代表委員	東 島 美 香
	松 尾 和 寿
	諸 富 敬 悟
	山 口 幸 一
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	西 岡 剛 志
	浜 村 圭 介
	平 野 智 子
	福 母 祐 二
	松 尾 剛 彦

事務局

労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	和 田 雅 弘
賃金室長	北 村 雅 道
室長補佐	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈

室長補佐

定刻となりましたので、ただ今より、第 438 回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局から御報告があります。本日は、安永委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数の 10 人に達していることを御報告申し上げます。

次第で、会長メッセージと記載させていただいておりますが、会長代理でメッセージいただいておりますので、訂正をお願いいたします。

それでは富田会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

富田会長

皆さん、暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第 438 回佐賀地方最低賃金審議会を開催します。

では、まず労働局長よりご挨拶をお願いいたします。

労働局長

審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度における佐賀県最低賃金の改定につきましては、7月11日の本審議会の場で諮問させていただいたところですが、7月28日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がございました。

この答申においては、引き上げ額の目安金額に関し、意見の一致に至らなかったとされておりますが、地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益委員の見解として目安金額や、小委員会報告が示され、「公益委員の見解を十分に参酌し、自主性が発揮されることを強く期待する」とされています。

中央最低賃金審議会の答申の内容については、後ほど、事務局から伝達・説明させていただきますが、地域においても「成長と分配」、「賃金と物価」の好循環に向け、地域の経済・雇用の実態などを見極め、改定に関するご議論、ご審議をいただければと考えております。

また、中央の答申においては、中小企業・小規模事業者への配慮しつつ、生産性を図ること、賃上げの原資の確保につなげる取組の断続的实施、支援の一層の強化、などについて、ご要望いただいております。

労働局におきましても、皆様のご意見をいただきながら、引き続き一層の取組を進めてまいりたいと考えております。

結びになります。本審議会における十分なお議論・ご審議、また円滑な運営へのご協力をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

富田会長

それでは議事に移ります。議事次第は(4)まで用意されております。

議事次第(2)については、先ほどに事務局から申し上げましたが、中央最低賃金審議会の副会長からビデオメッセージがあります。これは初めてのことで、予め申し上げておきます。

議事次第の(1)にまいります。佐賀県最低賃金の改正に関わる意見について事務局より説明があります。

賃金室長

前回、本審後に関係機関の意見に関する公示を行いまして、資料1のとおり佐賀県、佐賀県弁護士会、日本民主青年同盟佐賀県委員会、佐賀県労働組合総連合から要請書等が提出されました。全てを読み上げると時間を費やしますので、要点だけを説明します。

まず、佐賀県の要請書です。

就職や進学等を機に県外への大幅な転出超過が続いている。このような状況の中、県内企業の生産性向上を図り、その成果を働く人に分配することで、賃金上昇、消費の拡大という好循環を生み出していくことが重要。

一方で、全国加重平均1,000円という目標が政府において掲げられる中、本県の最低賃金は853円で、昨年は32円引上げられたものの、全国的にみると最下位となっている。

優秀な人材が県内企業で活躍し輝くことができるよう、最低賃金が全国最下位であるという現状を御勘案いただき、改定に向けて十分な御議論をいただきたい。

次に佐賀県弁護士会の会長声明です。

昨年度佐賀地方最低賃金審議会は、佐賀県最低賃金を32円引き上げて時間額853円とする答申を行った。この引き上げ額は、全国でも2番目に高いもので一定の評価ができる。

しかしながら853円は、全国で最も安価な水準であり、全国加重平均との差は108円、東京都最低賃金との差額は219円と大きく、年収で算定するとワーキングプアラインの年収約200万円に及ばない。

生活関連商品や光熱費の価格が急上昇している中、全ての労働者の実質賃金の維持上昇の必要がある。

岸田首相は本年中に最低賃金の全国加重平均を 1,000 円とする目標を掲げた。この目標を達成し地域間格差を小さくするためには、全国で最も安価な水準である佐賀県でこそ大幅な増額が必要。また、中小零細企業の十分な支援策が必要。

以上により、佐賀地方最低賃金審議会に対し、本年度最低賃金の大幅な引き上げを答申すべきであること及び国に対し、中小企業支援策を更に強化することを求める。

続きまして日本民主青年同盟佐賀県委員会の要請書です。

長引く物価高騰でとりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻。学生はコロナ禍でアルバイトできない時期があり、学費を支払うために食事制限し、学業はおろか、人間としてまともな生活が送れていない。

「奨学金の返済がきつい」「結婚、まして子育てなんて全く展望がもてない」等、切実な声が渦巻いている。

日本の全国加重最低賃金 961 円は、欧米諸国の 5 ~ 6 割にとどまり、韓国の 1,010 円を下回っている。政府の目標の平均 1,000 円では物価高騰に追いつかず、時給 1,500 円に向けた大幅な引き上げが急務。

佐賀県最低賃金は 853 円で東京都との差は 219 円、福岡との差は 42 円（47 円の間違い）。鳥栖・三養基地区の青年は福岡県で働いている。

よって、以下の事項を要望する。

- 1 最低賃金を時間額 1,500 円に引き上げること。
- 2 生計費原則に基づく全国一律の制度とすること。
- 3 最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

つづきまして、佐賀県労働組合総連合の意見書です。なお、意見書提出と併せて、2023 年の 2,903 筆の署名が提出されております。

要請事項

- 1 佐賀の最低賃金を 1,000 円以上に引き上げること。
- 2 一人ひとりが人間らしく暮らせる最低賃金水準について議論を尽くすこと。支払い能力に傾倒した審議にならないこと。
- 3 都市部への人口流出を防ぐため、最低賃金の地域間格差をなくすこと。
- 4 最低賃金の支払いを可能とするため、県内の中小企業・小規模事業所のおかれている実態をもとに、中小企業・小規模事業所の支援策を政府・関係各機関に対して求めること。

要請の趣旨

- 1 食料品や燃料代の高騰から労働者の暮らしを守るため、大幅な引き上げを求める。物価高騰の支出は消費税と同じように低所得者ほど負担割合割合が大きい。少なくとも物価高騰に見合う最低賃金引き上げで労働者の生活を守ることが緊急の課題。
- 2 佐賀県の最低賃金 853 円では、法定労働時間働いても年収でおよそ 170 万円にしかならず、ワーキングプアの水準。
県労連が 2019 年に実施した調査では、佐賀市内において男性で時間当たり 1,613 円、女性で時間当たり 1,618 円が必要であるとの結果となっており、今の最低賃金は半分程度の金額しかない。
- 3 佐賀県の人口流出に歯止めをかけるため最低賃金の大幅引き上げは急務。最低賃金は最も高い東京で 1,072 円、佐賀を含む最低ランクは 853 円との差は 219 円で月額にすれば約 4 万円もの格差がある。
総務省発表資料によれば、全国で人口が大きく増えている地方は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・福岡県の 7 都府県で、いずれも隣接県より最低賃金が高く、若者を中心に人口が集中する一因になっている。
以上です。

富田会長

ありがとうございます。

4 団体から要望が出されております。

お聞きになり、且つ目を通して、何か御意見や御質問があればどうぞお出しください。

福母委員

いいですか。

富田会長

はい、どうぞ。

福母委員

佐賀県から最低賃金に関する要望が出ていますが、福岡県や大分県等、ほかにもあったような気がしますが、他県では随分前から出されていたと聞いております。佐賀県として出されたのは、初めてですか。

賃金室長

はい。

福母委員

これにつきまして、なぜ今年出されたのでしょうか。

あとは、この文面の中にある、「一定の賃上げを行っている」又は「パートナーシップ構築宣言の加点措置」或いは「補助率のかさ上げ」の内容について、もし分かれば教えていただくとありがたいです。

以上です。

富田会長

これは事務局から答えてもらってもいいですが、私から説明いたします。

2年ほど前に、「専門部会の場で審議の前に意見を聞く」と制度化したんですね。

意見書が出されたときに、事務局から提出されたそれぞれの団体へ「明日、直接ここで意見を述べる場を設けることが可能」と伝えたら、県の方から手が挙がりました。

そのため4団体のうち県だけが来て、説明をされるということです。

疑問点について、明日私が聞いてもいいですが、福母委員から聞いてもらえると有難いなと思います。

福母委員

専門部会の委員でない人がそれで納得されれば別に構いませんが。

富田会長

そここのところは後からでも、専門部会に入っていない委員にそれぞれお伝え願えればということしか言えないんですけども。明日、聞いてみようかなと思っています。

福母委員

私は専門部会の委員になっているので、明日でもいいですけども。

富田会長

専門部会に入っていない委員にも、終わった後になるんですが内容を伝えていただければ。

福母委員

終わった後になるからですね。あまり意味がないかなと。

富田会長

これはお任せいたしますけれども、無理のないところでそれぞれお伝え願えればと思います。

この審議会、今年はどういうふうな形で決着するかわからないですが、最後のところは、いずれにしても本審議会にかけるので、その時はここにおられる方は全員知っておいたほうが良いと思います。できれば専門部会に入っておられない委員の方にも、それぞれがお伝え願えればというふうに思います。

福母委員

会長がおっしゃっているのは、県の意見を聞くのは明日、専門部会の委員に対してするから、専門部会の委員が他の専門部会の委員に伝えてくれ、ということですか。

富田会長

ええ。

やり方は別で、いずれにしても本審議会を開かなければいけないから、そこで伝えるとしてもいいですが、どうでしょうか。議論してもしようがないかもですが。

福母委員

議論してもしようがないとかではなくて、なぜこの年に県が要望を出したのか重みが分からないんです。他県は先ほど申し上げたとおり、随分前から要請してて、今回この年になってなぜ佐賀県が急に思い立ったのか。何かいろいろ理由があるのだろうなと思って。

専門部会の審議のなかで、それをどのように受け止めるのかというのは最終的にでも間接的にでも最終的に直接、決を取ったりする委員の方も委員でない人もいるので、そのところは専門部会だけで共有して、後は各側で伝えてね、という扱いでいいものかと。

富田会長

本審議会に入る前に伝えておいてほしいという意味を含めて言いましたが。

室長補佐

事務局からよろしいでしょうか。

富田会長

はい。

室長補佐

差し支えなければ、事務局の方から明日、委員から質問をしていただいて県から回答いただいた内容をそれぞれ専門部会以外の委員の方にメールでお知らせするという形もできますがいかがでしょうか。

富田会長

これは会議ですので、極力、会議の場でやった方がいいと思うんですね。ただ専門部会という会議は、この場におられて専門部会に入っておられない方は、明日は出席されていないので、ただその代わりに知っておいてほしいので、そこをどうやって伝えるかということなんですね。私から伝えるか、或いは労働者側と使用者側の専門部会に入っておられる方が、本審議会に入る前にお伝えするのがいいのではないかと思うんですけれども。

福母委員

そもそも県が出している文章を又聞きして伝えるということもおかしな話ではないでしょうか。

富田会長

ただどうしようもないんですよ。専門部会の前で意見陳述していただく。

福母委員

今この場で言うだけでいい話なんですけれども。それをなぜ、明日なんですか。準備ができていないですか。

富田会長

意見陳述は専門部会の冒頭でやってもらうということを制度化してしまったもので。制度に則ってやったらそうなります。

福母委員

制度化っていつされたのですか。

富田会長

制度化は2年くらい前にやったんです。

福母委員

制度化している資料を見せてもらっていいですか。

富田会長

私は持っていましたが、実施要項というものだったかな。

福母委員

それは事務局にあるのですか。

富田会長

今まで、陳述してきたのが専門部会の前であったので、それで制度化と言っているんです。

甲斐部会長代理

明日、説明をしていただくというのは当然あるにしても、本日、本審議会でそういう質問が出て、この会議で即回答できる問題ではありませんので、それを明日そのときに聞くのか、あるいは県に戻して聞くのか、そういったことをして回答すれば何も問題もないと思いますけれども。いかがでしょうか。

福母委員

ということは準備ができてないのですよね。

甲斐部会長代理

準備というか、今、福母委員から質問が出たわけですから、それは同じことですよね。他のところに対してもそうですし、ここで出た質問に対して確実に回答をいただいております、という形ですよね。たまたま明日、来ていただくことになっているので、その場で聞くことが一番適しているのではないかとこの会長の御意見だと思います。いかがでしょうか。

福母委員

全体で共有するのが大事だと思うので、専門部会の委員だけ回答をちゃんと聞いて、というのがね。

甲斐部会長代理

先ほど事務局から提案があったように、このような質問に対してはこのような回答でした、ということを経理的に会長名でも御連絡を差し上げたらどうですか。

富田会長

制度としては、意見陳述は専門部会の冒頭でやってもらうという制度があるので、これは「はい、変えましょう」という訳にはいかないから。

福母委員

どこに書いてあるんですか。

富田会長

それは正確には言えないけど。

福母委員

名言されるから、どこに書いてあるのかなと。

富田会長

既にやっていることで、専門部会に意見に反映させて、専門部会を充実させてくれ、という主旨で作られた意見の提出と陳述制度です。できるだけ専門部会にそういったものを反映させるということです。

そして、専門部会で結論が出る。出たらそれを本審議会にかけるわけです。できるだけ本審議会の場で意見を言ってもらった方がいいわけですが、ただ制度はそうなっているんだから。

専門部会の議論に参加した方は、それぞれ本審議会に出る方に伝えておいて、本審議会に臨むしか今年はないんじゃないかということです。突然、制度を変えられないということです。

甲斐部会長代理

制度は制度として、そのやり方をするとして、今、福母委員からの意見に対して回答を求めて、その回答だけは本審議会のメンバーに伝えるという単純なものでもよろしいのではないのでしょうか。

諸富委員

よろしいのでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

諸富委員

伝えるということは特に制約はされていないですよ。今言われているのは、今回この意見が出てきた意図を知りたい、それは明日県が説明します、ですよ。その説明された内容をこの委員に周知するやり方は、別に問われているわけではないですよ。それはメールでも構わないということですよ。

それであれば明日、それが明確になった後に、ここにいる方に共有するというやり方ではだめなんですかね。

富田会長

それはできるだけ会議の中でやってほしいから、私は本審議会の前にそれぞれの団体の中で共有してほしいなということを申し上げたわけです。皆様に任せるといよりは、それぞれの団体の中で、専門部会に入っている方と入っていない方との間で共有してほしいなということを申し上げているわけです。

松尾委員

よろしいでしょうか。

富田会長

はいどうぞ。

松尾委員

たまたま労働者側はよく顔を合わせるので、周知や共有というのは比較的、使用者側の皆様と比べてやりやすいのかなと思います。例えば使用者側の皆様がいつも顔を合わせるのかというと、そうではないと思うんですよ。そのなかでどう共有をするのかというのはなかなか難しい話だと思っています。

福母委員が言われることも十分理解できますので、専門部会でやるというその制度が何なのか、というのを次に向けてちょっと整理した方がいいのではと思っております。全体で知っておくべきもの、専門部会で論議をしてやらなければいけないもの、やはりきちんともう一度整理をした方がいいのではないかと。

福母委員が言われる通り、専門部会でやるというのがいいのですが、じゃあ他の方はどうするの、ということにも繋がってくると思います。今回は明日ということに決まっているので、そこは仕方ないと思います。今後に向けて、少し意見書に対する在り方というのを少し論議してもいいのではないかと思います。

富田会長

多分それを今やったら制度を変えることになると思うのですが。

松尾委員

今とかではなくて。

福母委員

制度の話は枝葉の話で、初めて県が出している内容について皆様、関心があるんじゃないかと。聞きたいこともあるだろうし、わからないこともあるだろうし。それを直接聞ける次の場が、金額を決める審議会しかないの、今日は県の方が来られてるので、せっかくの機会だから、そこら辺をできたら説明していただくと、専門部会の委員でない人も直接質問ができるだろうし、共有の度合いも高まるだろうと思ったんです。それを専門部会でやるからいいだろうという話とはちょっと違う話かなと思ってですね。

富田会長

ではどうでしょうか。明日も同じように審議会を開くことは現実的に難しいと思います。

福母委員

今日、県の方は出席されてるんですか。

甲斐部会長代理

県の職員の方はいらっしゃいますが、傍聴者ですのでその立場での発言はできません。

福母委員

傍聴ですね。

そしたら、これについてどうするのかというのをもう少し事務局も考えてもらいたいなというのがあります。技術的な問題でいうと、これについて御質問

がある方は事務局に出していただいて、それに対して回答をしていただくと。明日は明日で、説明を直接聞いて、専門部会の委員がその時に質問するとかです。そのようにやるしかないかなと思っています。

佐賀県がここで要望出すこと自体が初めてのことで、どういうことなのかと思います。

他の団体と比較しているわけではなくて、県という大きな組織の要望なので、それなりに受け止めないといけないし、専門部会で共有したからいいという類ではなくて、もう少し慎重に、ここに書いてある十分な御議論を、と。機会があればこの場で説明していただくのがベストだろうなと思って県に説明していただきたいという話です。

富田会長

ではどうでしょうか。

福母委員

今日は、傍聴で来られているので、説明は無理ということは分かりましたので、だから明日、専門部会で直接聞いて、専門部会の委員でない方はほかに質問があれば事務局に伝えてもらうということで納得しました。

富田会長

専門部会の中で意見陳述してもらおうというふうにここ2年やってきましたし、今年もそれでやるということです。

ただ、全員が参加する本審議会に議案をかけて決めるということもあり得ますし、確かに専門部会以外の委員もお聞きになって、質問されて、頭の中に入れてもらうほうがいいというのは、福母委員が言われるとおりだと思います。

そうしますと意見陳述の場を将来変えていかなければならないと思いますが、今年はまだ仕方ないし、技術的にも難しいと思います。

質問いたしますが、明日は予定どおり専門部会の前に県の方に説明していただいて、委員が質問してもらって、そこでやり取りをして、最初申し上げたとおり、公益委員も含めて専門部会に出られない委員の方にこういう内容だったというのを伝えていただく、ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは一つ目の議題は以上といたしまして、二つ目の中央最低賃金審議会のビデオメッセージに入ります。

(事務局 動画再生)

富田会長

これにつきましてはお聞きになりたいことがあるかと思いますが、議事次第を進めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは3番目になります。資料2の令和5年度地域別最低賃金改定の目安についてです。それでは事務局からよろしく願いいたします。

賃金室長

それでは資料2から説明いたします。

資料2「中央最低賃金審議会答申」についての資料でございます。ページをめくっていただきまして、1ページから答申文が付いていまして、別紙1、2まで読み上げさせていただきます。

(資料2 - 別紙1を朗読)

別添の参考資料につきましては、後ほど参照していただきたいと思っております。別紙2を読み上げます。

(資料2 - 別紙2を朗読)

富田会長

ありがとうございます。

今の目安に関わる中央最低賃金審議会の審議会結果について、御意見、御質問はありませんか。

(意見、質問なし)

富田会長

この後綴られているのが、賃金改定状況調査の結果で、毎年行われている調査です。これは我々が非常に重視しているもので、これもちゃんと目を通しておく必要があります。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは引き続き、資料3、4、5の説明をしたいと思います。かなりボリュームがある資料のため、説明を省略する部分もありますので、よろしく願います。

資料3が表紙に書いてありますが、「目安に関する小委員会配布資料」で、配布されたものの抜粋ということになっています。

ページをめくっていただけてまず1ページに令和5年賃金改定状況調査結果が付いています。賃金改定状況調査は、常用労働者数が30人未満の記載の産業の企業について、労働者の今年の6月分賃金と昨年の6月分賃金を調査しまして、賃金の上昇率等を把握する調査です。なお、調査対象事業所数は全国で16,489事業所、調査対象労働者数は、32,180人です。また、昨年の目安4ランクから3ランクに対応した集計結果になっております。

3ページは、第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」です。これは、今年の1月から6月までの間に賃金改定を実施したかどうかを調査したものです。

表の左側の「産業計」の欄を見ますと、今年の1月から6月までの間に賃金引上げを実施した事業所は43.5%で昨年より6.6ポイント増加しています。

また、賃金引下げを実施した事業所は、0.7%で昨年より0.6ポイント減少しています。賃金改定を実施しない事業所は、38.4%と昨年より8.4ポイント減少し、7月以降賃金改定を予定している事業所は、17.4%で昨年より2.4ポイント増加しています。

次に4ページ第2表「事業所の平均賃金改定率」です。これは、今年の1月から6月までの間に賃金改定を実施した事業所について、その改定率を調査し、その平均を出したものです。賃金引上げを実施した事業所の平均引上率は、産業計では4.3%で昨年より0.8ポイント増加しています。賃金引下げを実施した事業所の平均引下げ率は、-14.2%で昨年より1.4ポイント引下げ率は小さくなっています。

次に1ページ飛んで6ページ及び7ページに第4表 と第4表 があります。

第4表は「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」です。これは、調査事業所の労働者の今年の6月の賃金の平均と昨年6月の賃金の平均を基に労働者の賃金上昇率を算出したものです。表の左側の「産業計」の欄をご覧くださいと「男女計」で賃金上昇率は、2.1%で昨年より0.6ポイント上昇しています。なお、Cランクの賃金上昇率は同じく2.1%で昨年より0.1ポイントの上昇となっています。

次の7ページの第4表は、先ほど説明しました賃金上昇率を「一般とパートタイム労働者別」に集計したものです。左側の「産業別」の一般パート計では、2.1%で昨年より0.6ポイント増加しています。一般パートのCランクの上昇率は2.1%で昨年より0.1ポイント増加しています。また、一般のCランクの賃金上昇率は、1.9%で昨年より0.4ポイント減少、パートのCランクの賃金上昇率は、2.5%で昨年より1.1ポイント増加しています。

以上が今年6月に本省が実施した「賃金改定状況調査」の主な内容です。

続きまして、12ページから14ページまでが例年付けています「生活保護と最低賃金」の資料です。

12ページのグラフが令和4年度の最低賃金改定前の数値をグラフ化したもので、13ページのグラフが令和4年度の最低賃金改定後の数値をグラフ化したものです。いずれの都道府県も生活保護より最低賃金額で計算した額が上回っています。

15ページは、「地域別最低賃金額の全国の未満率及び影響率の推移」です。令和4年度のDランクはの未満率は1.7%、影響率は19.4%でした。

16ページ及び17ページは令和4年度の最低賃金基礎調査及び賃金構造基本統計調査に基づく都道府県別の未満率、影響率のグラフです。影響率は、Aランク都府県や北海道で高い傾向があり、佐賀県は影響率、未満率共に比較的低い水準にあります。

18ページは、国内企業物価指数（前年同月比）の推移で、2020年末以降上昇傾向でしたが、2023年に入ってから上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%になっています。

19ページは、輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移で、2020年から上昇傾向でしたが、2022年10月以降縮小し、2023年6月には、11.3%になっています。

20ページには、消費者物価指数の各指標の解説が記載され、21ページには、各指数の対前年同月比の推移のグラフがあります。各指数共に2021年頃から上昇傾向であるものの、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」以外は、2022年後半から上昇率が縮小し、2023年6月の消費者物価指数は、「総合」が+

3.3%、「生鮮食品を除く総合」も+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっています。

22 ページは、「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移のグラフで、2023 年 6 月は+3.9%になっていますが、2023 年の主な項目別の寄与度を見ると、生鮮食料品を除く食料の寄与度が大きく、エネルギーは、-0.7%となっています。

23 ページは、消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移のグラフです。基礎的支出項目とは、生活必需品的なものの支出であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当します。選択的支出項目とは、贅沢品的なものの支出であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当します。2023 年 6 月では、基礎的支出項目は、+3.7%、選択的支出項目は、+4.1%となっています。

24 ページは、消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移のグラフで対前年同月比で 2023 年 6 月では、「1 か月に 1 回程度以上の購入」は、+3.2%、「1 か月に 1 回程度未満の購入」は、+4.1%となっています。

25 ページは、令和 4 年 10 月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移で、全国では 3.8%～5.1%で推移し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 6 月の対前年同期の上昇率は、全国で 4.3%となっています。

最後に 26 ページは、令和 5 年の春季賃上げ妥結状況で、連合と経団連が発表した数字です。()内の数値は、前年同期の数値で、労度者数別や非正規労働者、大手企業、中小企業でも前年より大幅に増加しています。

引き続き資料 4 「佐賀労働局賃金室作成資料」についての説明をいたします。

まず、1 ページ目になりますが、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。平成 24 年からのデータで、違反率は 10%前後で推移しています。法違反があった事業場の最低賃金に関する認識状況につきましては、「適用される最低賃金額をしっている」事業場の割合が年々上昇しています。ここ数年の最低賃金の上昇率アップで注目されていると言えますが、最低賃金額を知っていながら法違反となっている事業場が増加している状況です。

ページをめくって 2 ページをご覧ください。これも例年出している数字ですが、「新規学卒者の初任給額の推移(佐賀、全国)」です。これは、賃金構造基本統計調査の結果をそのまま出したものでございますが、令和 4 年の大卒女子と大卒男女計の初任給が全国より佐賀が上回っていますが、これは単純に統計調査の結果をここに転記しており、全数調査ではないため、選定された対象事業場による結果としかいいようがありません。

3 ページは、「令和 4 年度業務改善助成金交付決定実績」です。佐賀局における令和 4 年度の業務改善助成金の交付決定実績でございます。交付決定件数は、32 件と令和 3 年度の件数には及びませんでした。令和 2 年以前と比べると増加傾向にあります。しかしながら、全国的には低い水準にありますので、業務改善助成金の周知について強化していく方針です。

業種別では、製造業、宿泊業・飲食サービス業で多く、その内容については、業務効率化に資する機器の購入が多くなっています。

4 ページ及び 5 ページは、生活保護と最低賃金の比較について、算定したもので詳細な説明は省略しますが、5 ページ末尾に記載のとおり、最低賃金が生活保護の水準を上回っております。

資料 5 は、委員からの追加要望資料で、公益委員会議において甲斐委員から人手不足の状況が把握できる資料の要望があり付けさせていただきました。

職業安定部に確認しましたが、要望されました充足率（求人に対する就職者数の割合）の全国・佐賀の推移のグラフ等はなく、令和 5 年 5 月の全国・佐賀の充足率が分かる資料をつけております。

まず、佐賀の状況ですが、労働市場月報さかの 2023 年 5 月分で、7 ページを開いていただいて、横表の一番上の欄の項目 26 に充足率が記載されております。これは、項目 21 の充足数を 6 ページの項目 7 の新規求人数で割った数値で令和 5 年 5 月の数値が 18.9% になっています。

8 ページを見ていただきますと文字が小さく申し訳ありませんが、佐賀の 5 月の業種別の新規求人数、充足数が記載されておまして、充足数の一般・パートの合計を新規求人数の一般・パートの合計で割ると充足率が算定できます。算定してみましたところ、充足率が最も低い業種は、職業紹介・労働者派遣業で 7.9%、続いて建設業の 10.6%、小売業の 11.1%、飲食店の 11.8% でした。

全国の状況ですが、資料 18 ページがパートを含む労働者全体の横表で、一番右に充足率が記載されており、令和 5 年 5 月の充足率が全国平均で 12.8% となっています。

各都道府県により充足率は様々だと思われませんが、全国平均 12.8% より佐賀の 18.9% が充足率は上回っています。

以上で資料の説明を終了いたします。

富田会長

どうもありがとうございました。

かなり大きめの統計から小さめの統計までいろいろあったのですが、ちなみにこの専門部会で伝統的に重視してきた統計の一つ目は、資料3の目安に関する小委員会配布資料です。この中の第4表が、我々が使ってきた資料で、非常に重要な資料です。

後に報告されていたものも重要な資料です。

二つ目は、専門部会に入ると出てくる最低賃金に関する基礎調査という調査があります。これは非常に重要な調査で、第1・20分位数とか第1・10分位数とか、賃金が下の方にある動向がどうなっているかということが県レベルの統計が出てくるものです。これが最低賃金に関する基礎調査というもので、毎年行っているものです。

この2つと、今日説明いただいた資料です。

専門部会に入るとその都度、こういうところが知りたいということを事務局に用意してもらって、それを元に議論したりするというかたちで資料を使います。取りあえず今日のところは、説明いただいた資料で何か御質問、御意見等ありましたら、どうぞお出しください。

西岡委員

すみません。

富田会長

はい、どうぞ。

西岡委員

賃金室作成資料の中の業務改善助成金のところですが、件数は出ていますが、規模別についてですが、どういう規模の企業が受けているのかというのは数字として出てますでしょうか

賃金室長

業務改善助成金の担当が賃金室ではなく、雇用環境均等室で行っておりますので、規模別につきましては、調べさせていただいて後ほど回答ということによろしいでしょうか。

西岡委員

はい、専門部会で。

併せてもう一つ質問があるのですが、企業物価指数の数字は先ほど出ていましたが、直近の動向が数字としてあればお願いいたします。

賃金室長

はい、分かりました。

諸富委員

すみません、よろしいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

諸富委員

私が理解できていないなかで非常に申し訳ないのですが、教えていただきたいのは、労働局の方で作っていただいた資料のなかで、生活保護と最低賃金との比較いただいている資料です。金額として最低賃金の方が優位性がある、というのは読み取ったのですが、実際それで生活をしていくなかで、税制的なものは考慮されているのかな、と思います。例えば、そういうところも含めて生活保護と最低賃金の比較で、単純に生活をしたときは、最低賃金の方が優位性があるという見方でいいのでしょうか。

例えば生活保護であればいろんな全体的な配慮というのはあると思いますが、実際、「生活」ということを考えたときには、どう変わってくるのかというちょっと単純な質問ですけれども。

賃金室長

ここで書いているのは、単純に生活保護の支給額と最低賃金で法定労働時間働いた比較でありますので、ちょっと税制とかは確かに考慮していないですね。

諸富委員

単純に比較ということですか。

賃金室長

はい。

労働基準部長

生活保護水準は1類と2類と燃料費とかいろいろ必要になってくるケースがあります。燃料費加算と期末一時補助、そういったものには一律積みあがった結果が生活保護費で計算されております。今の生活保護にかかる減税措置

とかですが、いくら減税措置されるのかというのは個々のケースになりますので、それは現在入っていない状況です。

諸富委員

はい、分かりました。

甲斐部会長代理

佐賀県内の就職率についてお願いをしていたら、詳細なデータ頂いてありがとうございます。細かいところは今から見ますが、最終的な決着として分かりやすいデータになっていると思います。

もう一点は、先ほど高卒の説明をされてどうしようもないというふうに言われたのですが、やはり賃金室作成資料の2ページのところの、令和4年度の大卒の初任給がこれだけ一気に上がっているというところは、母集団の影響ではないかという考察があったと思うんですけども、本当にそれだけなのかと思います。或いは、昨年大きなニュースになったりした佐賀県の大きな企業が、一気に賃上げしたという企業が影響しているのか、ということがもう少し分かるかと有難いなと思います。

専門部会のとしまでに何かわかるようでしたら教えていただければと思います。調査の対象が毎年これだけずっと違ってきても、あまり変化なしに、徐々に全国と差がありつつ上がってきているわけですね。それが急にここで上がってきているというのが、よっぽどの企業が入っていたのか、その辺りがわかる範囲で結構です。

賃金室長

令和2年度の高卒の男性のところも全国より佐賀の方が高くなってまして、これは佐賀が賃上げしているというよりも、調査対象事業所の影響ではと考えています。

甲斐部会長代理

だいたいどの程度の企業をピックアップして、母数がいくらの会社がどれくらいあるのかわかれば専門部会ときでも教えてください。

賃金室長

はい、分かりました。

甲斐部会長代理

これはかなり数字的に見て、不思議に思っていたので。

富田会長

規模はかなり大きな調査でそれなりの規模ですが、ただ案外数字は毎年動きますね。サンプル数がそれなりにあるから、それなりに動かないと思ったら案外動きます。

甲斐部会長代理

それから先ほど県からの要望があったように賃金を上げて若者の流出を止めるというのがここ数年間佐賀県で行われていますけれども、多少その影響があるとみるのかですよね。数とか教えていただいたらそこら辺はこちらで少し検討材料になるのかなと思います。

富田会長

ほかにいかがでしょうか。

(質問、意見なし)

富田会長

それでは議題の(4)になります。明日から専門部会に入りますが、専門部会の委員についてということになります。

事務局の方から説明をお願いします。

賃金室長

資料6をご覧ください。

今年の専門部会委員は、公益代表委員に甲斐委員、富田委員、安永委員を任命させていただき、労働者代表委員は、推薦により松尾委員、諸富委員、吉岡委員を、使用者代表委員は、同じく推薦により西岡委員、浜村委員、福母委員を任命させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

富田会長

よろしく願いいたします。

それでは、以上で議題は終了いたしました。そのほかございませんでしょうか。

賃金室長

御質問等なければ、事務局の方から今後の日程について説明させていただきます。

資料7をご覧ください。

今回は答申をいただく場となります。

専門部会については、明日8月2日(水)午後1時30分に第1回専門部会、8月4日(金)午後1時30分に第2回専門部会、8月7日(月)午後1時30分に第3回専門部会で第3回専門部会までに議論がまとまらない場合の予備日として、8月8日(火)午後1時30分、8月9日(水)午後1時30分を設定しています。8月7日に議論がまとまった場合は、午後3時を目途に本審を開催したいと思います。

8月7日に議論がまとまらなかった場合は、電話にて8月7日の専門部会終了後の時間帯に必ず結果を皆様に連絡いたします。大変恐縮ですが、8月8日(火)午後及び8月9日(水)午後の専門部会、午後3時からの本審の日程の確保をお願い申し上げます。

最後のページに令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表をつけています。

異議申出期間や官報公示後の期間等から例えば、8月7日(月)に答申されると最短で10月1日の発効、3連休前の8月10日答申で10月6日の発効となります。非常にタイトな日程となりますが、今後の審議の参考にしていただければと思います。

以上です。

富田会長

私からも改めて申し上げたいのですが、目安が出る時期がここ数年徐々に遅れてきていて、審議の期間が本当にタイトになってきています。どこで決着するかというのは本当にやってみないとわからないという状態がここ数年続いています。

先ほど福母委員がおられたときに出てきた議論のように、最終日は専門部会から本審議会にそのまま移行するというかたちになります。専門部会がいつ決着するかによって決着したところで本審議会を開いて、移行するというかたちをとらないといけません。

先ほどは7日を起点にお話しをされていましたが、もし決まらなければ8日に持ち越して、13時30分から始める、ということです。

決まればその時点で本審議会の皆様にも来ていただいて、審議します。そこでもし決まらなければ9日にまた延びるということで、本審議会に入っておら

れる方にはどうなるかわからないところを待っていただくというかたちになったり、急遽お呼び立てするということもあり得るので、その辺は本当に申し訳ないです。これも一種の我々が委員を引き受けた上での責務ですから、大変だと思えますけれども、ご協力いただきたいと思います。不確定な部分がありますけれども、よろしく願います。

特にほかにありませんようしたら、今日の審議会は以上とさせていただきますのですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは今日は以上といたしまして、議事録の署名は、労働者側は諸富委員、使用者側は西岡委員にお願いします。皆様どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
